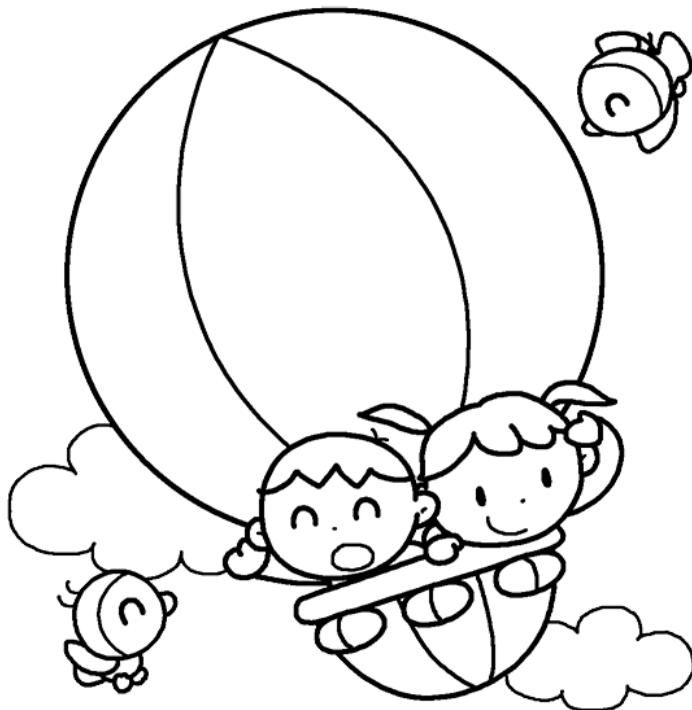


令和6年度

# 原市保育所のしおり

## 重要事項説明書



上尾市立原市保育所

## 【施設概要】

所 在 地 上尾市原市3241  
電 話 番 号 (048) 721-0519  
FAX 番 号 (048) 721-1158  
敷 地 面 積 3,446. 20m<sup>2</sup>  
建 物 面 積 1,387. 99m<sup>2</sup>  
建 物 構 造 鉄筋造 地上2階建て  
定 員 120名  
対 象 年 齢 生後57日目～就学前



## 【施設沿革】

原市保育所は、昭和30年に定員45名で開設されました。昭和33年に定員を68名に増員し、更に昭和44年には改築を行い、70名定員に増員し保育を行っておりました。しかし、建物の老朽化と保育サービスの向上のため、平成28年10月1日、同じく老朽化していた原市団地保育所(昭和44年開設)と統合し、原市支所との複合施設として、新築移転いたしました。定員枠を120名に拡大し、産休明け保育を含む0才児保育の実施を新たに行っております。

## 【クラス編成と職員】 令和6年4月1日現在

クラス	年齢	児童数	担任	職員			
ふたば組	0才児	6名	2名	所長 1名 主任保育士 1名			
わかば組	1才児	18名	5名	保育士 12名			
あおば組	2才児	18名	3名	看護師 1名			
かえで組	3才児	24名	3名	代替保育士 5名			
いちょう組	4才児	23名	3名	代替看護師 1名			
けやき組	5才児	25名	2名	短時間保育士 3名			
合計		114名	フリー1名	給食調理員 2名			
				給食調理員(非常勤) 2名			
延長時間パート				9名			
事務員				1名			
用務員(シルバー人材派遣)				4名			

## 【上尾市立保育所の理念・基本方針・保育目標】

### 《理念》

- 1 すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- 2 すべての児童の生活をひとしく保護し愛護する。
- 3 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。



### 《基本方針》

- 1 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
- 2 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
- 3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- 4 保護者と綿密な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。
- 5 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

### 《保育目標》

#### 1 心身ともに健康な子

養護される中で、基本的生活習慣を身につけた健やかな子  
友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子

#### 2 自分を大切に、友だちも大切にできる子

子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子  
自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子

#### 3 安定した環境の中で考え、働きかけていく子

安心した環境の中で、自分で物事を考えられる子  
いろいろな遊びを通して、安全や危険を学んでいく子

#### 4 何事にも関心を持ち、意欲的に遊べる子

自然や身近なものに関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子  
友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子

#### 5 自己表現のできる子

自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子  
様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子



## 【原市保育所の保育目標】

- ・よく遊び、よく食べ、心も体も元気な子
- ・自分の思っていることが言え、相手の話も聞ける子
- ・自分を大切に、友だちも大切にできる子
- ・いろいろなことに興味関心を持ち、意欲的に遊ぶ子

乳幼児期は人としての育ちの土台を作っていくとても大事な時期です。

子どもにとって親は心の安心基地です。安心基地に支えられながら、そこを拠点に自分の周りに関心を持つようになり、次第に行動範囲が広がっていきます。

集団の中で、困ったこと・うれしかったこと・不思議なこと・楽しかったことなどいろいろな体験をして、『自分で考える力』『見通しを持って行動する力』など『生きる力』が育ちます。

子どもたちが安心して健やかに生活し心と体が育つていけるよう、ご家庭と保育所がともに手を取り合っていきましょう。

## 【原市保育所の特色】

大規模園でありますが、園庭やホールなどを活用し、異年齢との触れ合いを大事にしています。

保育所周辺には、ふれあいの森(通称どんぐり山)・原市沼・田畠・綾瀬川の土手など豊かな自然が広がり、散歩を通して四季折々の自然との触れ合いを大切にしています。



## 【心と体を育てる保育】

«ご家庭とともに規則正しい生活を心がけましょう»

- ◊早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ◊朝食をきちんと食べましょう。
- ◊薄着の習慣をつけましょう。

### 基本的生活習慣

気持ちよく生活を送るために、食事・睡眠・排泄・着脱・清潔などの基本的生活習慣を身につけていくことが大切です。

保育所では、年齢に合わせて自分のことが自分でできるよう、また、大切さも意識できるよう毎日の積み重ねを大事にしています。

### « 食事 »

大人になった時にしっかりした体ができるのも、脳が作られていくのも乳幼児期が基礎になります。「好き嫌い」は味覚が育つ上であるのですが、バランス良い食事を続けていくことで変化していきます。まずはバランス良い食事を心がけましょう。

朝食はその日のエネルギーです。朝食を摂ることで、気持ちが落ちつき、集中することができ、元気いっぱい遊ぶことができます。また、家族そろっての食事はおいしく栄養の吸収率も上がります。家族そろっての食事を大切にしましょう。

保育所では、給食にて、楽しい雰囲気の中で友だちと一緒に食べると、嫌いなものもだんだん食べられるようになってきます。旬のものを食材に取り入れ、季節を感じながら年齢によって献立や食材の名前やマナーなども意識しながら食べるようになります。



### « 睡眠 »



子どもは寝ている間に成長すると言われているように、十分な睡眠が必要です。午後9時過ぎ頃からいろいろな成長に必要なホルモンが分泌されます。また、日中摂った食事が眠っている間の身体や脳を作っていきます。早寝早起きは子どもにとって大切な生活習慣のひとつです。(夜8時~8時30分に眠り朝6時~6時30分頃起きるのが理想です)



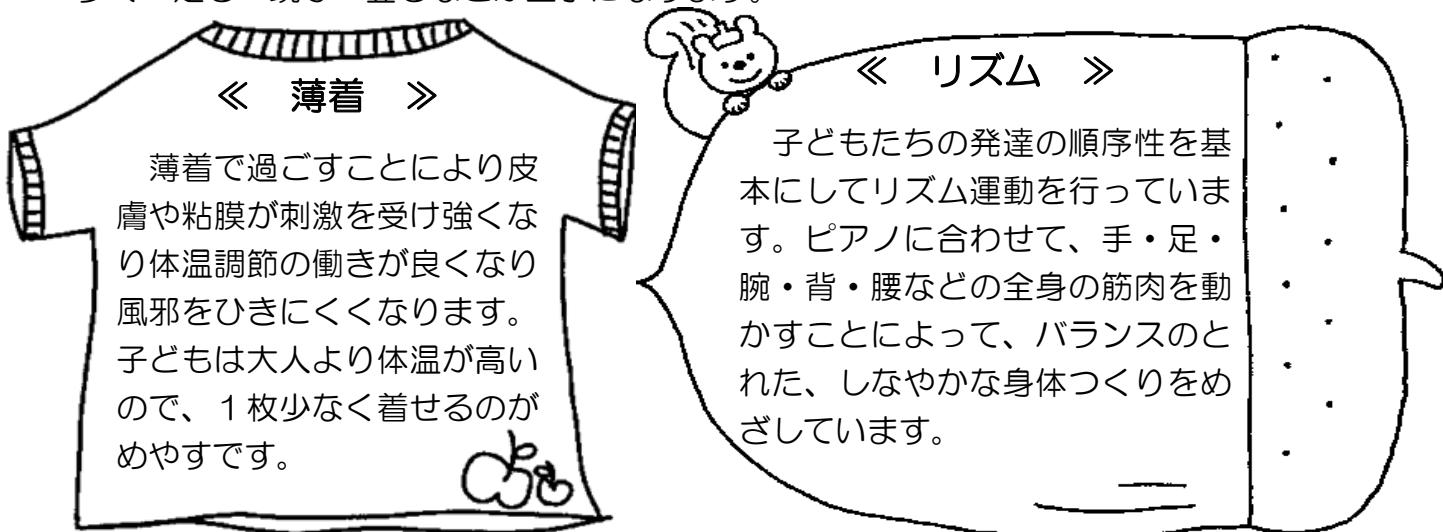
早く起きてしっかり朝食を摂ると、自然と排便の習慣がついてきます。大人の生活に合わせず、お子さんの生活リズムを整えていきましょう。



## 健康な身体づくり

### « 素足 »

年齢や一人ひとりの健康状態に配慮しながら、四季を通じて素足で過ごしています。素足で床・土・水などに触れることによって、その刺激が足の裏の皮膚を強くします。また、足の親指は大脳との関わりが深く、運動能力の基礎となる蹴る力がつくことによって、バランス感覚や瞬発力などが培われます。素足で生活することで、『土踏まず』がしっかりと作られ、歩く・走る・跳ぶ・登るなどが上手になります。



### « 水・砂・泥遊び »



子どもは、水・砂・泥遊びが大好きです。自分が手を加えることで自由に変化しいいろいろな感触を体験できる、子どもにとって魅力ある遊びです。水・砂・泥の素材を使ってままごと遊びや山や川作りなどいろいろな遊びを楽しみます。友だちや異年齢で遊ぶ中で、考える力や集中する力・協力する社会性などが育ち、水や砂を運ぶことで足腰も強くなりります。また、力加減で形が変わる素材なので、手先の器用さにもつながります。心身ともに開放される遊びの一つです。

### « 散歩 »

四季折々の散歩は、様々な自然との出会いがあります。草花や小さな生き物に触れたり、発見したり、感動したりし自然の素晴らしさを肌で感じることで、大きくなってから自然を大切にできる人になっていくことでしょう。また、砂利道・坂道・草原など変化に富んだ道を歩くことで足腰が強くなり、外気に触れることで身体も丈夫になります。集団で歩くことで交通ルールも身についていきます。



## 仲間づくり

子どもは、自分をいろいろな形で表現したり伝えたりしていきます。そして友だちと過ごすことで、友だちに興味や関心が出てきます。時には、けんか・ぶつかり合いをしながら相手の痛みを感じ、思いやりの心・やさしさなど、人間関係の基礎となる力を育んでいきます。



## 情操豊かな子ども

### « 絵本・紙芝居 »



### « 絵本・紙芝居 »

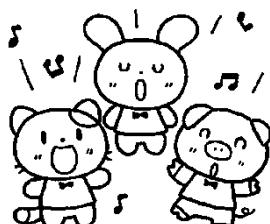


「ねえ、本読んで」という子どもの言葉をよく耳にします。それほど子どもたちは、絵本が大好きです。絵本・紙芝居は、子どもたちの想像力を養い、豊かに育てるために大切な役割をしています。繰り返しの言葉や大人の優しい語りかけが、言葉を自然に覚え、感性を育てる大きな手助けをしています。



### « 描く »

楽しく遊んだり経験したりしたことを子どもたちは絵にしていきます。「幼児の絵は見るものではなく、聞くものである」と言われるように、その絵には楽しい話(経験)がたくさん詰まっています。保育所では子どもたちがいつでも描けるように教材を用意しています。



### « 歌 »

歌は子どもたちをひきつけ、子どもの感性を豊かに育てる力を持っていきます。毎日の生活の中で、自分の大好きな歌を気持ちよく歌うことが、子どもの心を豊かにします。四季折々の歌などたくさん歌っています。

## 0歳児 デイリープログラム《保育所の1日》

時間	子どもの活動	備考
7：00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	健康観察 引継ぎ
8：30	担任とあいさつ おむつ替え あそび（室内・外）	明るい挨拶を心がけています。
9：00	おてふき おやつ 水分補給 授乳	健康観察
9：30	おむつ替え あそび（室内・外）	散歩、リズム、積み木、絵本、室内遊具、手遊びなどで楽しめます。
11：00	おてふき 給食 水分補給 ※沐浴	
12：00	おむつ替え お昼寝	月齢に合わせた手作り離乳食です。
14：45	めざめ	
15：00	おむつ替え おてふき おやつ 水分補給	安心した環境の中で、眠ること、食べることを大切にしています。
15：30	あそび（室内・外） 順次降所	
16：30	延長保育 水分補給 おむつ替え	健康観察 遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員からお伝えする場合があります。
18：00	水分補給	
19：00	全員降所	

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。

※ 水分補給等は隨時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

※ 産休明け保育については一人ひとりの発達に応じた1日になります。

※ 0歳児のおむつ替えは、一人ひとりの排泄の様子によって隨時行っています。

※ 沐浴は夏季と必要なときに行います。

※ 延長保育時間内の授乳は一人ひとりの状況に合わせて行います。



## 1・2歳児 デイリープログラム《保育所の1日》

時間	子どもの活動	備考
7：00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	健康観察 引継ぎ
8：30	担任とあいさつ あそび（室内・外）	明るい挨拶を心がけています。
9：00	手洗い	健康観察
9：30	おやつ 水分補給 あそび（室内・外）	散歩、リズム、積み木、絵本、遊具、手遊びなどで楽しめます。
11：00	排泄 手洗い	
11：15	給食 水分補給	
12：00	11：15 排泄 お昼寝準備 お昼寝	旬の食材を使った手作り給食です。
14：45	めざめ	
15：00	手洗い おやつ 水分補給	おやつも手作りメニューが豊富です
15：30	あそび（室内・外） 順次降所	
16：30	延長保育 あそび	健康観察 遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員からお伝えする場合があります。
18：00	水分補給	
19：00	全員降所	

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。

※ 水分補給等は隨時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。



### 3・4・5歳児 デイリープログラム《保育所の1日》

時間	子どもの活動	備考
7：00	延長保育・順次登所・あいさつ あそび	健康観察 引継ぎ
8：30	担任とあいさつ	明るい挨拶を心がけています。健康観察
9：00	あそび（室内・外） クラス別活動 かたづけ	歌、散歩、リズム、 砂遊び、制作、鬼ごっこ等友達と楽しく遊びます。
11：20	手洗い 水分補給	
11：30	給食準備 給食	旬の食材を使った
12：30	お昼寝準備	手作り給食です。
	お昼寝	
14：45	めざめ	
15：00	手洗い	
15：30	おやつ 水分補給 あそび（室内・外） 順次降所	おやつも手作り メニューが豊富です。
16：30	延長保育 あそび	健康観察 遅番へ引継ぎ お知らせなど、遅番職員
18：00	水分補給	からお伝えする場合があります。
19：00	全員降所	

※ 保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行なっています。

※ 水分補給等は隨時行っています。時間帯は各保育所、年齢によって多少異なります。

※ 土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

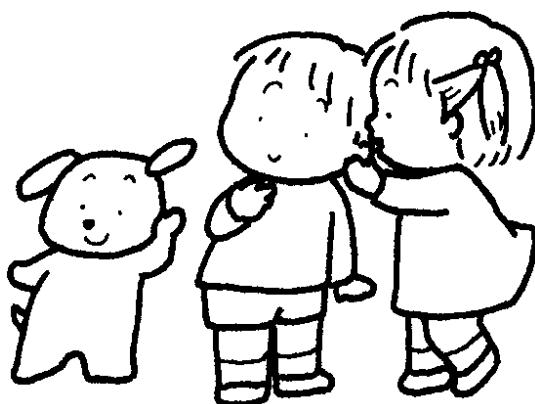


## 【保育時間】

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

- ※ 延長保育を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。なお、満6か月末満の乳児は8：30～17：00までの利用となります。
- ※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。(詳細は次の項目をご覧ください。)
- ※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内（8:30～16:30）で送迎してください。
- ※ 保育所の1日（デイリー・プログラム）は別紙のとおりです。

(P8～10をご覧ください)



## 【延長保育料】

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

### 1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7：30～18：30	8：30～16：30
延長保育料の対象時間	7：00～7：29 18：31～19：00	7：00～8：29 16：31～19：00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※土曜保育については、これまでどおり通常保育が8：30～12：00、最大でも7：00～18：00までです。(保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。)

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

### 2. 延長保育の利用について

上記の利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

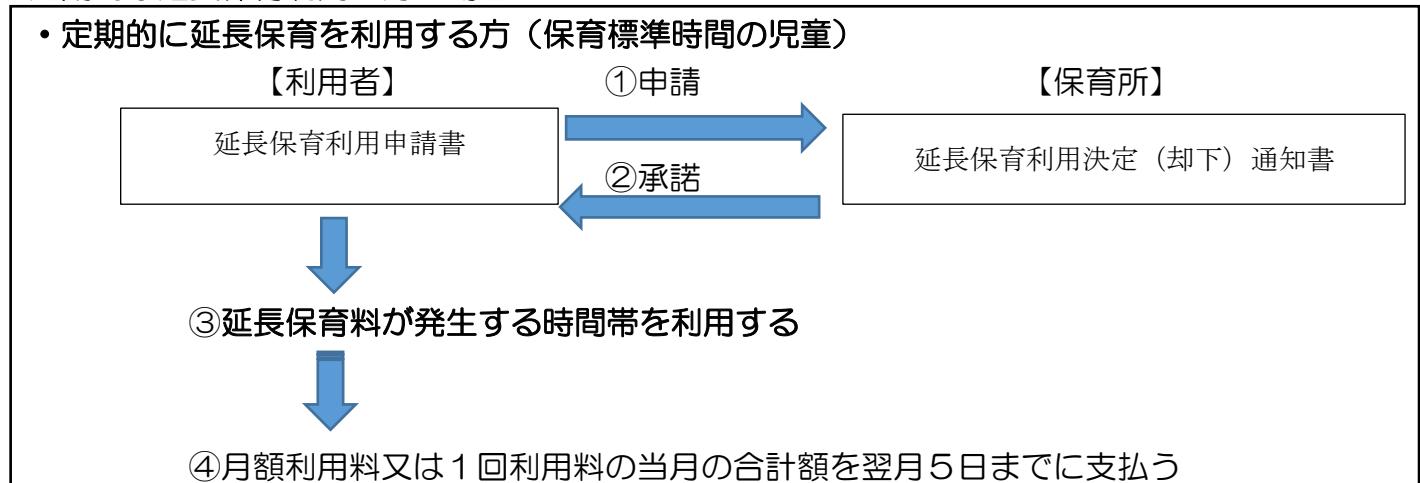
### 3. 臨時延長保育の利用について

突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19：00を超えての利用はできません。)連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

## 《 延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて 》 [令和元年 8 月以降]

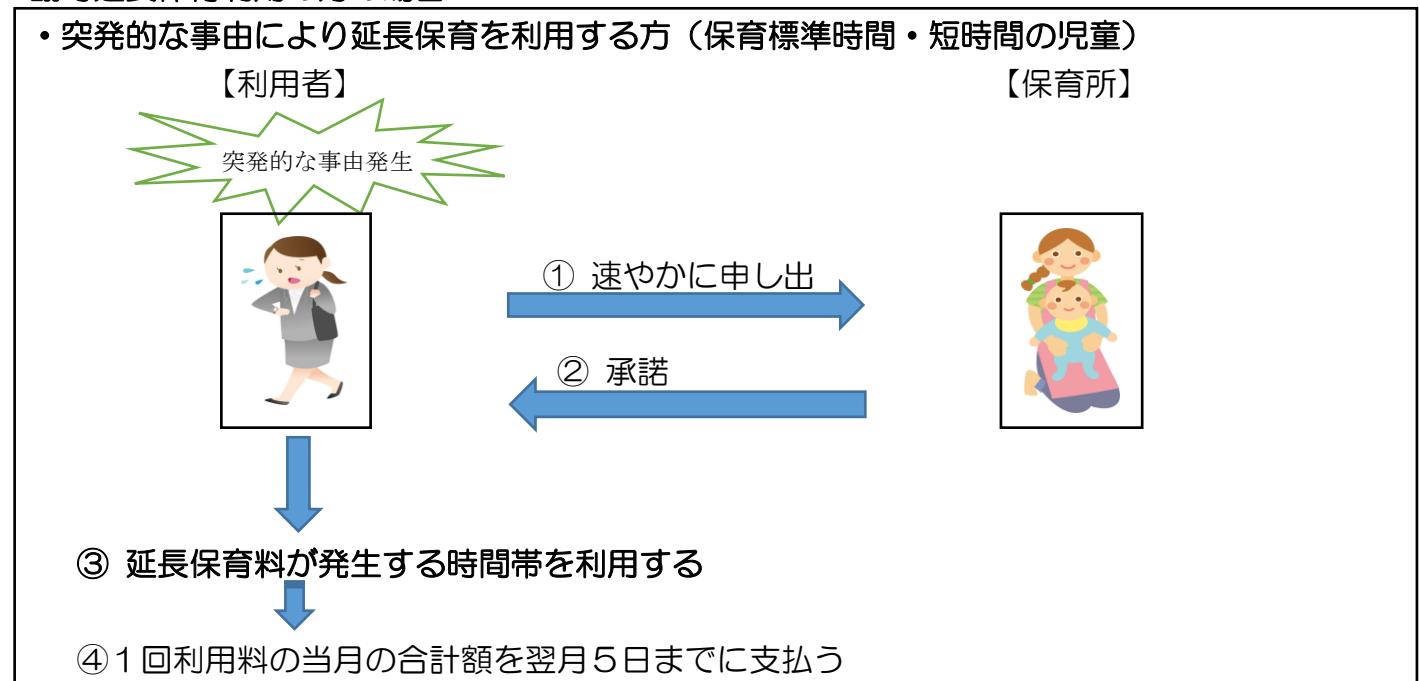
### 定期的な延長保育利用の方の場合

- 定期的に延長保育を利用する方（保育標準時間の児童）



### 臨時延長保育利用の方の場合

- 突発的な事由により延長保育を利用する方（保育標準時間・短時間の児童）



## 【休所日】

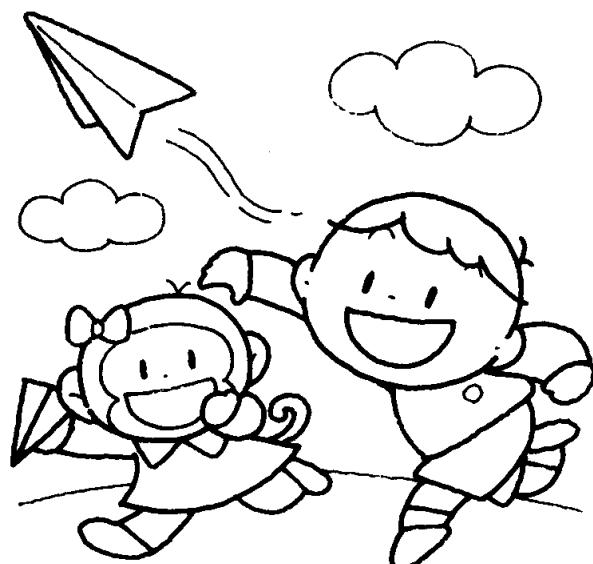
日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで。ただし、災害等で正常な保育をすることができないと市長が認めた場合は、臨時に休所することがあります。

## 【保育所への連絡について】

- ・保育所では、コドモンでの連絡は、午前9時、午後2時～3時の間、午後4時に確認いたします。
- ・欠席・遅刻は、午前9時までにコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。  
連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
- ・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後4時までにお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。
- ・お子さんの様子がいつもと違う時は、必ず担任にお知らせください。

## 【保育所からのおたよりの配信について】

- ・毎月1日『園だより』(行事予定・お知らせ・誕生児紹介等)、『ほけんだより』を配信します。
- ・クラスだよりも毎月配信します。



## 【ICTシステム（コドモン）の導入について】

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育ICTシステム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

### 【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

### 保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

### アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

### 対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

### SNS利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などをSNS等へ投稿する行為は控えるようにご協力をお願いいたします。

### 【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・写真販売機能（アプリ上の写真の購入）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム） ※令和5年4月開始予定
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有） ※令和5年4月開始予定

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

## 【健康管理について】

### 1 コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

### 2 こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合もあります。連絡先は明確にお知らせください。

### 3 感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。（子どもがかかりやすい感染症は『保育のしおり』P16～P17をご覧ください）

### 4 くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

### 5 予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

### 6 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

### 7 保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいているます。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間240円です。

## 【持ち物について】

- ・衣服…清潔で活動しやすく、着脱しやすいものにしましょう。  
つりズボン・タイツ及びスカートやフード付き・ひも付きの服は危険ですので避けてください。また、スパンコールやビーズなど取れてしまったときに口に入れやすい物がついている洋服も避けましょう。
- ・汚れものを入れる袋…スーパーの持ち手つきビニール袋でかまいません。
- ・靴…足に合ったものにしましょう。
- ・タオル…0才児（お口拭きタオル 月齢によって異なります）  
1、2才児（ループ付きタオル2枚 お口拭きタオル3枚）  
3、4、5才児（ループ付きタオル2枚）  
※夕方必ず持って帰り、洗って翌日持ってくるようにしましょう。
- ・お昼寝用ベッドシーツ・タオルケット・毛布
- ・1才児からクラスカラーの帽子を着用します。
- ・2～5才児は日中の水分補給の際、マイカップを使用します（土曜は使いません）。
- ・避難靴をお預かりします。  
(火災・地震等災害時緊急時に使います。いつでも使えるよう常時お預かりさせていただきます。幅広のゴムで一足をまとめてください。)

※必ず**名前**を、わかりやすい場所にわかりやすく大きくはっきりと書いてください。

## 【慣れ保育について】

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



## 【送迎について】

- ・送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。(中学生以下の児童による送迎は、できません。)また、初めてお迎えに来られる方には本人確認のため身分証の提示をお願いしています。ご了承ください。
- ・登所した時は、必ずお子様を職員に託し、降所する時は、職員に声をかけてお子様をお引き取りください。
- ・車で送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないように駐車してください。  
時間帯によっては、駐車場が込み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いいたします。また、駐車場の混雑で認定時間を超える場合(短時間認定 16:30~、標準時間認定は 18:30~)は、電話でご連絡ください。職員が確認し、延長料金が発生しない場合もあります。

**※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。**

- ・仕事や急用でお迎えが遅くなるときは、早めに連絡を入れてください。
- ・安全のため外玄関は施錠しております。送迎時は防犯対策の為、必ず保護者の方がインターホンを押してカメラに顔を近づけて名前を言ってください。遠隔操作にて開けさせていただきます。施錠している場合でも中からは通常の自動ドアとして出ることができます。ご利用の際はドアに挟まれないよう気をつけてください。
- ・玄関の外でのおしゃべりは、近隣へのご迷惑になるのでおやめください。

## 【駐車場について】

- ・駐車場内でのおしゃべりは、近隣へのご迷惑になるのでおやめください。
- ・車のドアの開け閉めは静かに行いましょう。
- ・駐車場は、近隣側は前向き駐車でお願いします。
- ・ロータリー付近～駐車場への出入り口は、徐行運転でお願いします。
- ・駐車場側道路は、時間帯によってはロータリー付近の小学生(通学班集合場所のため)や住民の方の往来等ありますので、十分に気をつけてお通りください。
- ・駐車場を出る際は、一時停止し、左右をしっかり確認してください。尚、近隣の方とのお約束で、左折はできません。
- ・懇談会・夏祭り・運動会・未満児交流会・卒園式等行事の際には保育所の駐車場の利用はできません。徒歩か自転車でおいでください。
- ・車から離れる時は、貴重品は身につけ、鍵をかけましょう。
- ・駐車場内は、他の車に気をつけ、お子様と手をつなぐ等安全確保に努めましょう。
- ・支所前の駐車場は使用しないようにお願い致します。
- ・駐車後は必ずエンジンをお切りください。

## 【自転車のご利用について】

- ・玄関脇の建物側に前輪を向けて駐輪してください。
- ・すれ違いに狭い箇所もあります。お互いに気をつけて通りましょう。
- ・通路での立ち話は近隣の方のご迷惑になりますので、おやめください。
- ・自転車徒步通路から南側道路へ出る際には、しっかりと一時停止し、左右をよく確認してから出てください。

## 【徒步のご利用について】

- ・支所脇の通路をお通りください。
- ・通路での立ち話は近隣の方のご迷惑になりますので、おやめください。
- ・自転車の方も通りますので、お子様と手を繋いで歩きましょう。お帰りで南側道路に出る際、絶対に飛び出ないよう、お子様に伝えていきましょう。

## 【集金について】

- ・集金袋配布後一週間を目安に納金してください。
- ・事務所前に集金ポストがあります。それをお間違いないよう、必ず保護者自身でお入れください。(基本的に、職員が現金を直接お預かりすることはできません)  
[保育所用]…延長保育料  
[杉の子会用]…杉の子会費

## 【給食の献立について】

- ※献立表は、前月 25 日を目安にコドモンで配信します。
- ※公立保育所は統一献立になっています。(毎月 1 回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)
- ※栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
- ※旬の食材、行事食を取り入れています。
- ※薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

- ・0～2歳児クラスは、完全給食です。
- ・3～5歳児クラスは、完全給食ですが、実費徴収となります。
- ・献立は、給食会で毎月検討したものを保育所で調理し、提供しています。
- ・当日の給食見本は、玄関横ホール入り口に展示してあります。
- ・食器は「強化磁器・陶器」を使用し、家庭的な温かみを出しています。
- ・全職員が毎月細菌検査を行っています。（調理員・所長・主任保育士は毎月2回）

- ・毎日、給食、おやつの前に味付けや異物混入などがないかを所長、主任保育士のいずれかが検食を行い確認しています。また、子ども達の食べ具合など、1・2歳児、3歳児以上児の担任が記入して、給食調理員が毎日確認して給食研究会などに反映しています。
- ・朝食は、必ず食べてから登所させていただきますようお願いします。

### 【食材喫食チェック表について】

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

### 【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。



## 《 幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について 》

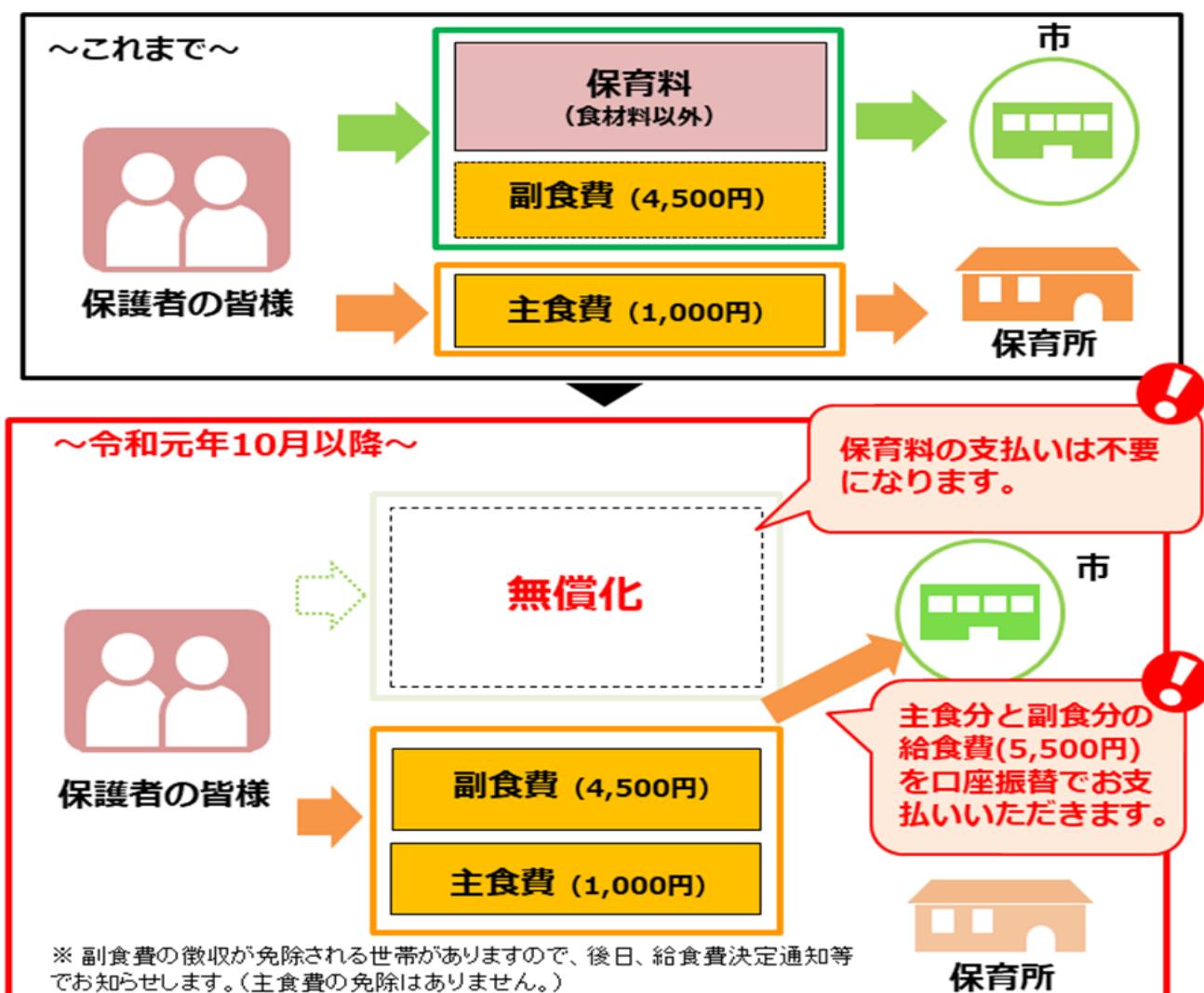
令和元年10月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用（副食費）については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000円)と副食分(4,500円)を併せた給食費(5,500円)をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。（同意書に記入していただきます。）※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。（主食費の免除はありません。）

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前（閉園日は除く）までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。（詳しくは保育所長までご相談ください。）



## 【絵本の貸し出しについて】

- ・絵本コーナーで絵本の貸し出しをしています。（1人1冊で次の日に返しましょう！）  
夜、寝る前のひと時、親子で楽しんでみませんか。

## 【子どもの笑顔を守るために】

虐待には身体的、性的、心理的そしてネグレクト(育児放棄)があります。  
子どもを虐待から守るためにには、子どもの立場が最優先されなければなりません。  
保育所では発見したり、その疑いを持ったりした時は、子どもの生命を守り、その人権を最優先するため、保育課または児童相談所へ通告・相談します。

## 【小学校との連携】

保育所保育指針に基づき、保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付しています。  
これは、保育所での子どもの育ちを、それ以降の生活や学びへとつなげるもので、小学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとなる資料です。  
小学校との交流を行ったり、生活・他者との関係・興味や関心の点を視野に入れながら就学に向けての活動内容を取り入れたりした「接続期プログラム」を取り入れ、スムーズな就学が迎えられるようにしています。

## 【職員の研修について】

保育所に求められている質の高い保育、多様な保育ニーズへの対応、子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術並びに人間性が実践として活かされるよう、研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めています。

### <公の主催研修>

市役所主催研修・保育課主催研修・保育所領域別研修・県保育士会研修  
社会福祉協議会研修 など

### <保育所学習会>

安全委員学習会・救急法・自主学習会・子育て講演会 など

### <その他>

全国人権保育研究集会・関東女性集会

## ＜専門家による巡回相談＞

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

## 《第三者評価》

市内の公立保育所では年に3園ずつ、外部の評価機関に依頼をし、保育内容等の評価を受けています。

## 《保育所の自己評価》

保育所では自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、一人ひとりの子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で行っています。

## 【個人情報保護の取り扱いについて】

- ・保育所における個人情報の取り扱いについては、「上尾市個人情報保護条例」、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」に基づいておこないます。
- ・保育所からの配布物や掲示物には個人情報が流出しないように十分注意します。
- ・また、子どもや家庭状況などプライバシーに関すること、知り得た情報を他に漏らすことのないよう徹底します。

## 【写真とビデオについて】

写真や動画など保育士の学習会に利用させて頂いております。写真や動画についてはプライバシー保護の為、支障のある方は申し出てください。

## 【安全管理】

### 《ヒヤリハットマップ》

事故を予防するため、過去の怪我の状況等を参考にして危険な場所を把握し、また、怪我に至らない事例についても検証を進め、ヒヤリハットマップに表示し、事故の防止、再発防止に努めています。

玄関に掲示してありますので、保護者の皆様も注意していただけますよう、よろしくお願いします。

## 【災害時の対応について】

- ・避難場所

第一…園庭 (1階にいる場合は各部屋から園庭へ)  
(2階にいる場合は廊下及び避難用すべり台を使用し園庭へ)

第二…原市中学校

住所：上尾市原市 3479 TEL：048-721-0636

・市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。

・地震等災害時に電話がつながらない場合、災害用伝言ダイヤルをご利用ください。

《災害用伝言ダイヤルの利用のしかた》

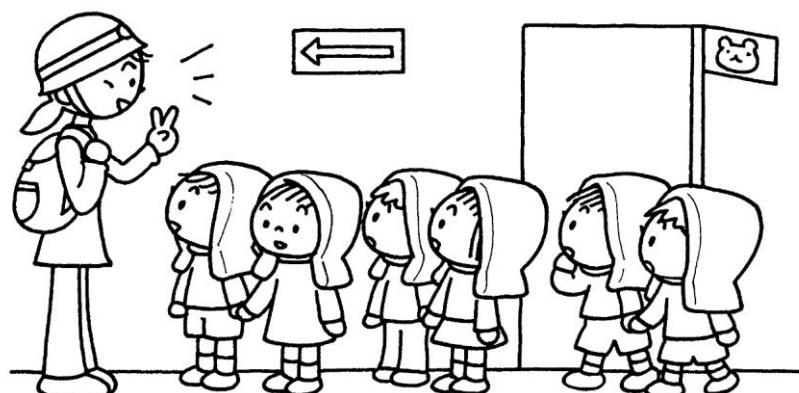
- ①「171」をダイヤル。
- ②音声案内にしたがって、「2」をダイヤル。
- ③保育所の番号「721-0519」をダイヤル。伝言を聞く。

※コドモンお知らせ一斉配信訓練及び災害用伝言ダイヤルの通報訓練を年3回行っています。日程は園だより等でお知らせいたしますので、ご協力よろしくお願い致します。

※保育所では毎月1回、火災・地震の避難訓練及び危機対応訓練を行っています。

いずれの場合も、

- 身の安全を図る（防災ズキンをかぶり保育士の誘導のもと避難する）
- 保育士の話をしっかり聞く
- あわてず、おしゃべりせず、すみやかに避難することを伝えています。



## 風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るために、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関する設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧いただくなか、各保育所・保育課までお問い合わせください。

### ①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none"><li>市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li><li>市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li><li>JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。</li></ul> <p>※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。</p>
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none"><li>市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li><li>市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。</li><li>警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。</li></ul> <p>※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。</p>

### ◇自治体防災情報発令時以外の対応について

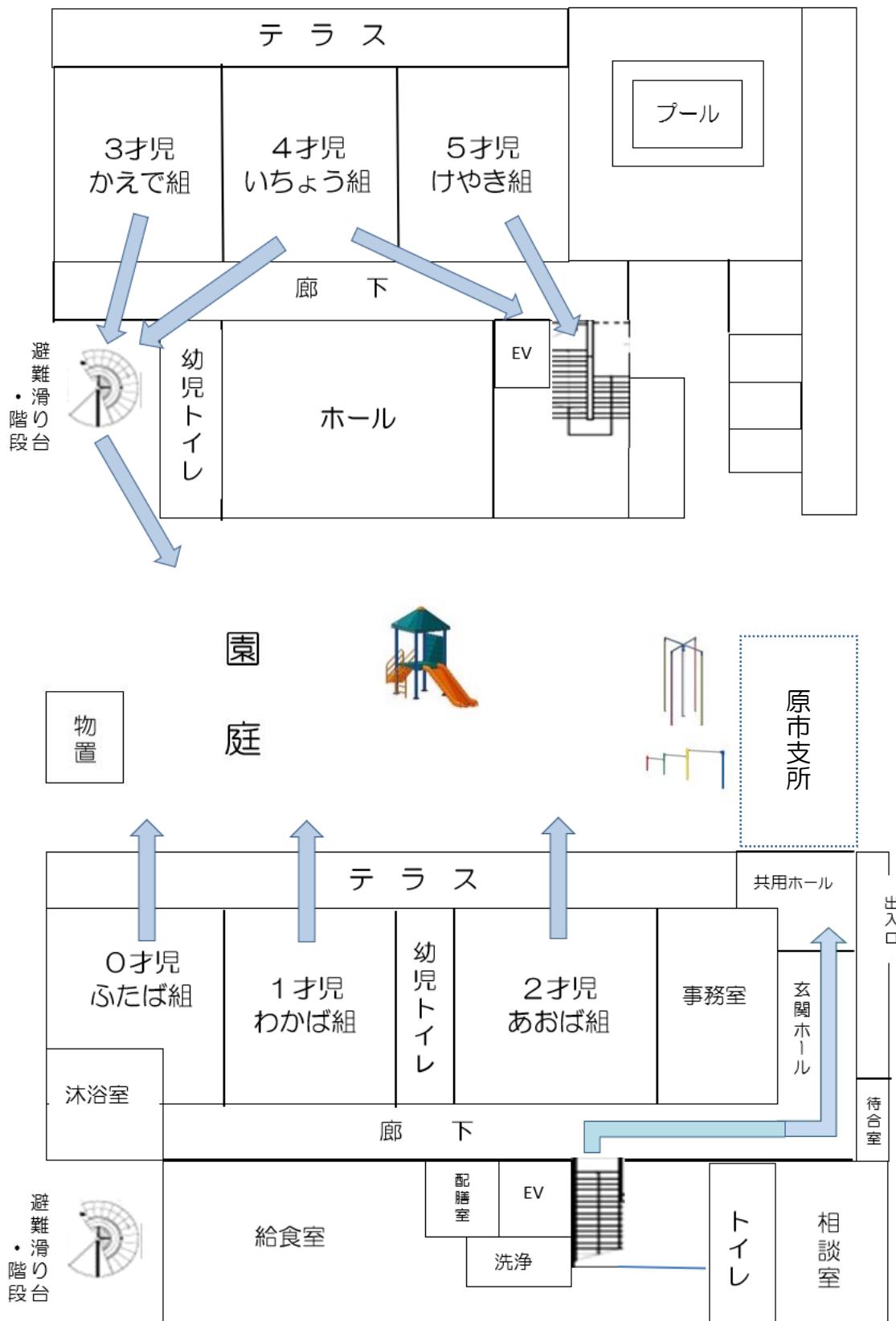
- 市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- 浸水想定区域に指定されている保育施設(畔吉、ころぼっこる第二、泉の森、つつじが丘)

は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

## ②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども ※事前の登録は毎年必要となります。
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

# 平面図及び避難経路



## 【意見・要望について】

### 1 意見の提出方法

- ①クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により隨時申し出ください。
- ②「ご意見箱」に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れください。
- ③電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。  
※件名に「保育所についての意見・要望」と入力してください。E-mail アドレスは  
s172300@city.ageo.lg.jp
- ④保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ郵送、FAX、直接持参してください。

2 苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち会い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

- ・苦情受付担当者 保育所主任保育士
- ・苦情解決責任者 保育所長
- ・苦情解決総括責任者 上尾市保育課
- ・苦情解決第三者委員 小杉道郎、藤波政明、甲原裕子

### 3 意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。匿名のものについては、掲示版にて回答いたします。なお、ご意見・ご提案の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。

## 【子育て支援】

### 《育児電話相談》

市立保育所では、市民向け育児電話相談を受け付けています。子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。

睡眠、食事、身体発達、言語、情緒など、日ごろの子育ての中で心配なことがありますたら、ご利用ください。

相談日・時間：毎週月曜日から金曜日 午後1時から3時まで

### 《赤ちゃんの駅設置》

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。上尾市内の公共施設には「赤ちゃんの駅」が設置されています。原市保育所にも平成22年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意しております。

## 【病児・病後児保育について】

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室2ヶ所、病後児保育室2ヶ所 合計4か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。

※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧いただけ、各保育所・保育課までお問い合わせください。

### (病児・病後児保育施設)

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時

8時30分には、医師の診断があります。

#### かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波3-187 TEL: 048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

#### さくらクリニック《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村542-1 TEL: 048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

### (病後児保育施設)

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時・月曜日～金曜日 8:00～18:00

#### ころぽっくる保育園《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉5-7-4 TEL: 048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

#### ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市3870-1 TEL: 048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から



## 【休日保育について】

上尾市では、私立保育園 2 か所（保育園アミ・クレイシユ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は 1 歳児クラス（4 月 1 日時点で満 1 歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

時間：（保育標準時間認定の場合）午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

（保育短時間認定の場合） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※日曜から土曜日までの 1 週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6 日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日 1 日保育所はお休みしていただこうになります。

（利用料）通常保育の保育料に含まれます。

（定員） 10 名

（利用方法）実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

### 利用登録・利用予約・お問い合わせ

#### 保育園 アミ・クレイシユ

・上尾市浅間台1-18-30 TEL 048-777-0234

#### うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日1-21-7 TEL 048-770-0880

## 【ファミリーサポート・センター】

子育ての援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員とした組織で、会員同士が助け合い、安心して育児ができるよう支援しています（保育園・幼稚園等への送迎、登園前・降園後のお子さんを預かる、育児者が病気・出産等臨時的原因で育児が出来ないお子さんを預かる、その他やむを得ない事情により一時的にお子さんを預かる）。

対象年齢（0 才～小学 6 年生） 時間（7:00～19:00）

## 【急病の時】

小児科・内科 外科（休日のみ）

上尾医療センター（平日夜間、日曜日、祝日、年末年始）

上尾市緑ヶ丘 2-2-27 TEL 774-2661

【診察】平日夜間 20:00～22:00(受付 21:30迄)

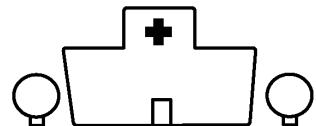
【診察】休日急患9:00～正午(受付 11:30迄) 13:00～16:00(受付 15:30迄)

## 歯科

北足立歯科医師会休日診療所（休日のみ）

鴻巣市赤見台 1-15-23 TEL 048-596-0275

【診療日】日曜日・祝日（年末年始を除く）



## 【毒物中毒 110 番】

つくば中毒 110 番 TEL 0990-52-9899

(ダイヤルQ：3分で 300 円)

(9:00～17:00 12/31～1/3 を除く)

大阪中毒 110 番 TEL 0990-50-2499

(ダイヤルQ：3分で 300 円) (24 時間年中無料)

## 【埼玉県救急電話相談】

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

#7119 又は 048-824-4199 (ダイヤル回線・IP 電話・PHS・都県境)

※これまでどおり、#7000 (大人の相談、医療機関案内)

#8000 又は 048-833-7911 (子どもの相談)

からも電話をかけられます。

変更事項届出一覧表

**次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。**

**1. 家族の状況に変更があった場合の届出**

	内容	提出書類		提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書		
②	氏名の変更	支給認定変更申請書		
③ 家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	支給認定変更申請書	母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	事実発生後 速やかに
	結婚	支給認定変更申請書	①配偶者の勤務証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
	離婚	支給認定変更申請書	調停中の場合…事件係属証明書又は期日通知書	
	同居家族増	支給認定変更申請書		
	死亡	支給認定変更申請書		
	税額(所得税・住民税)に 変更があった場合	支給認定変更申請書		
	勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき	支給認定変更申請書と勤務証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入		
	育児休業を取得・復帰した とき	支給認定変更申請書 取得…休業期間が明記された勤務証明書 復帰…復職証明書		

**2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出**

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。利用解除申出書をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(勤務証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書兼求職活動報告書 を提出し、2カ月以内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3カ月経過するとき	出産後3カ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い仕事を辞めた場合、出産予定日の3カ月前より保育所入所要件が「出産」となります。

出産後3カ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

**○育児休業中の保育所入所制限について**

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6カ月になる月の月末までが入所期限です。  
入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

保護者の皆様へ



## 保育所とくすり

新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。

原則としてくすりはお預かりできません。



(日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力を  
お願いいたします。)

\*お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくのですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。

\*くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参したくすり(予防するための市販薬)は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。  
長期に続けて飲まなければならぬくすりの場合はご相談下さい。



\*診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。

\*1日3回飲ませるくすりは、「朝」「保育所から帰ってからすぐ」「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。

\*時間で飲ませるように指示された時(4時間おき、6時間おきなど)は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。

### 【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 健康連絡ノートや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- くすりは事務室で一括管理します。



※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、健康連絡ノートに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

## 予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしております。ひとは病気にかかってはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致します。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話 : 048 - 774 - 1414)

### 受けていただきたい予防接種

四種混合

ヒブ

小児用肺炎球菌

BCG

麻疹風疹混合（MR）

日本脳炎

水痘

B型肝炎

ロタウィルス



## 子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻しん (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8~12日	解熱後3日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1~4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16~18日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14~16日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下線炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16~18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3か月~数10年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2~14日	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2~14日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7~10日	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症(0157等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10時間~6日 0157は主に 3~4日	医師において感染のおそれがないと認められていること。

急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均24時間または2～3日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜炎 感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が苺状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること。
マイコプラスマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑 (りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14日	全身状態が良いこと。
ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス 感染症 ロタウイルス感 染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48時間 ロタウイルス 1～3日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
R S ウィルス感 染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。

突発性発しん	3日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9～10日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30日 卵は7日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬 (かいせん)	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。(疥癬トンネル)	約1か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫 (水いぼ)	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性 膿痂しん (とびひ)	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10日長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B型肝炎	ウィルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160日 (平均90日)	医師において感染のおそれがないと認められていること。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよう  
に完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

## 「災害共済給付制度」について

### 保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時

#### 原 則

窓口支払総合計が、  
¥1,000 以上だった場合



(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

#### 概 要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

#### 給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

#### 給 付 額

医療費総額の自己負担分(2割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の4割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が¥5,000 であった場合

(医療機関で) 保護者には、自己負担分の¥1,000(2割)を窓口でお支払いいただきます。

(後日振込で) センターから、自己負担分¥1,000+お見舞金¥1,000=¥2,000

(総額の4割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

#### 掛 金

児童1人の掛け金は年間365円ですが、保護者の掛け金は240円です。設置者が125円を負担します。

#### 例 外

窓口支払総合計が、  
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

#### 上尾市「こども医療費」とは…

#### 概 要

子どもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

#### 支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にて確認ください。

#### 請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

#### ◎お願い◎

①医療機関への再診の付き添いは保護者の方にお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

②市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。

③治癒後、窓口支払総合計が¥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う200床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。

## 原市保育所 散歩マップ

